

第6章 計画の中間評価・見直し体制及び計画の推進体制

1 計画の中間評価・見直し体制

計画の中間評価・見直しにあたり、市民意識調査等を行うとともに、本市の附属機関である「静岡市がん対策推進協議会」への諮問を行い、同協議会からの答申を経て策定しました。また、パブリックコメントの実施を通じて、市民の皆さんからご意見を伺いました。

2 計画の推進体制

(1) 計画の公表

本計画策定後、本計画及びがん対策に関する取組について、市ホームページ・広報紙・静岡市健康長寿のまちづくり専用ウェブサイト(まるけあネット)への掲載、パンフレットの配布、民間企業と連携したイベントでの周知など様々な媒体や方法を活用して情報発信をしてきました。

今後も引き続き、積極的な情報発信を実施していきます。

(2) 静岡市がん対策推進協議会における体制

計画の着実な推進に向けて、「静岡市がん対策推進協議会」を中心にPDCAサイクルによる進行管理を実施します。

(3) 静岡市議会への報告

毎年度、本市のがん対策に関する施策の実施状況を議会に報告しています。今後も継続して実施します。

(4) 計画の進捗管理

本計画は、毎年度成果指標及び取組の進捗状況確認を行うとともに、令和5(2023)年度に中間評価・中間見直しを実施しました。今後は、計画最終年度である令和8(2026)年度に総合評価を行います。

(5) 関係機関との連携

静岡市がん対策推進条例の前文には、「市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていくよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が一丸となって取り組んでいかなければならぬ。」と記載されており、第3条から第6条までには、市の責務、市民の役割、保健医療関係者の役割、事業者の役割が規定されています。

本市は、条例の規定に基づき、関係機関と連携を図りつつがん対策に関する施策を実施していきます。

④⁸	若年がん患者等在宅療養生活支援補助	在宅療養生活をしているがん(医師が一般に認められる医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)患者に対して、居宅サービス等を利用する費用を補助します。
④⁹	がん末期在宅介護支援事業補助金	介護保険の要介護(要支援)認定申請の結果、非該当になった末期がんの方に対し、在宅介護に必要なサービスの利用について費用の一部を補助します。

(3) つなぐ・支えるプロジェクトの推進

事業名	事業の概要
④⁵ 再 再	がんと共に生きる静岡市民を応援する特設ページ・ガイドブックを作成
④³ 再 再	がんサバイバー交流会の場の提供
④¹ 再 再	「らしく、働く」環境を普及啓発
④³ 再	生殖機能温存治療に対する支援を実施(若年がん患者等生殖機能温存治療費補助)(再掲)
④⁸ 再	在宅療養生活に対する補助を実施(若年がん患者等在宅療養生活支援補助)(再掲)
④⁹ 再	がん末期在宅介護支援事業を実施(がん末期在宅介護支援事業補助金)(再掲)
④⁰ 再	アピアランスをケアする助成の実施(がん患者補整具購入費助成)(再掲)

これまで取り組んできた支援制度の創設・運用等に加え、がん患者向けの特設ページ・ガイドブックの作成、がんサバイバー交流会や「らしく、働く」環境の普及啓発のための「治療と仕事の両立支援セミナー」の開催等の新たな事業を開始しました。

今後は、これらに加え、正しい知識の普及啓発に取り組んでいきます。

(6) 世界共通の目標「SDGs」への対応



本市は世界標準のまちづくりを進めています。

平成 27(2015)年9月に開催された国連持続可能な開発サミットにおいて採択された国際目標であるSDGs(持続可能な開発目標)については、日本においても、国や地方公共団体を含め各関係機関において積極的に取り組まれています。本市は、SDGs未来都市・アジア初のハブ都市として、事業や計画にSDGsの要素を組み込みSDGs推進に取り組むことで、地域課題解決を図るとともに、国際社会における責任を果たしています。

SDGsは、「誰ひとり取り残さない」という理念のもと、「17 の目標(ゴール)」と「169 のターゲット」から構成されています。本計画は、「ゴール3：すべての人に健康と福祉を」を中心に、以下にゴールと特に関係しています。

● ゴール3：すべての人に健康と福祉を

がん予防・早期発見の推進により、がんの罹患率・死亡率の低下を図ります

● ゴール4：質の高い教育をみんなに

小児がん患者に対する支援を行い、教育の機会を保障します

● ゴール5：ジェンダー平等を実現しよう

男性、女性それぞれに特有のがん対策を推進します

● ゴール8：働きがいも経済成長も

がん治療と仕事の両立支援を推進します

● ゴール 10：人や国の不平等をなくそう

病気の有無に関わらず活躍できる社会を目指します

● ゴール 17：パートナーシップで目標を達成しよう

関係機関と連携し、一丸となりがん対策を推進します

参考資料

静岡市がん対策推進条例

平成 31 年 3 月 20 日

条例第 99 号

静岡市は、豊かな自然環境と温暖な気候に育まれ、多彩で魅力的な食材に恵まれた地域であり、市民一人ひとりが健康の増進に努め、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちを目指している。

しかしながら、市民の疾病による死亡の最大の原因であるがんは、市民の生命や健康に対する脅威となっており、生涯を通じて健康で自分らしく生活できるまちづくりを進めるためには、がん対策を積極的に進める必要がある。

がん対策には、市民一人ひとりが、がんを正しく知り、幼少期から健康的な生活習慣と知識を身に付け、がんの予防や早期発見に努めるとともに、適切な医療や支援により、がん患者とその家族の不安や負担を和らげ、地域で安心して暮らしていくよう、市民、保健医療関係者、事業者及び市が一丸となって取り組んでいかなければならない。

そこで、私たちは、全ての市民が未来に希望を持って豊かな価値ある人生を送るために、がんに対する意識を高め、行動することで、がんと向き合い、がん患者とその家族の心に寄り添うことができ、がんにかかったとしても自分らしく生きることができる社会の実現を目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、がん対策基本法(平成 18 年法律第 98 号)及び静岡県がん対策推進条例(平成 26 年静岡県条例第 93 号)の趣旨を踏まえ、がん対策に関し、市民、保健医療関係者及び事業者の役割並びに市の責務を明らかにするとともに、市のがん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、市民誰もが、がんへの理解及び知識を深め、予防や早期発見に努めるとともに、がん患者が尊厳を保ちつつ安心して暮らすことのできる社会を構築するための総合的ながん対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健医療関係者 がんの予防及び早期発見並びにがん医療に携わる者をいう。
- (2) がん患者等関係団体 がん患者及びその家族等で構成される団体をいう。
- (3) がん医療 科学的知見に基づく適切ながんに係る医療をいう。
- (4) 事業者 市内において事業活動を営む者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、国、静岡県、保健医療関係者並びにがん患者等関係団体との連携を図りつつ、が